

## 令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人光徳子供学園
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年8月21日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

### 総評

- ・ 理事長の職務執行報告は自ら行うこと。
- ・ 社会福祉法人会計基準に基づいて、適切な事務処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>理事長は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行についての報告（以下「職務執行状況報告」という。）を理事会に報告しなければならないところ、業務執行理事が行っていた。</p> <p>については、理事長は、自ら職務執行状況報告を行こと。</p> <p>なお、職務執行状況報告は、理事会への報告の省略によることはできず、理事会を開催の上報告しなければならないので留意すること。</p> <p>（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条）（法第45条の16第3項）</p>	<p>令和5年8月開催の理事会より、理事長自ら職務執行状況の報告を行った。</p>